

とまチョップポイントサービス加盟店規約

第 1 章 総 則

第 1 条 (定義)

とまチョップポイントサービス加盟店規約における次の用語の意味は、下記のとおりです。

(1) 「事務局」

株式会社オーティス（とまチョップポイント事務局）とします。

とまチョップポイントサービス加盟店の顧客又は会員等(以下、「サービス利用者」)に、提供する者。

(2) 「加盟店」

事務局に対し、別途定める「とまチョップポイントサービス加盟店登録申込書」により申し込みを行い、事務局にそれを承諾された者で、とまチョップポイントサービスを利用者に提供する者。

(3) 「とまチョップポイントサービス」

以下のサービスの総称。加盟店が利用できるサービスは、表1に示す当該商品等の代金に応じて異なる。

ア サービス利用者が加盟店から商品等の購入、またはサービスの提供を受ける際、サービス利用者がとまチョップポイントカードを端末にかざしたり、とまチョップポイントアプリで専用二次元コード台紙を読み込んだり、端末でとまチョップポイントアプリに表示される二次元コードを読み込むことにより、その日時等の情報を端末を介しサーバーに記録し、当該記録に基づく統計情報等を提供するサービス。また、当該商品等の代金に応じて、とまチョップポイントサービスを受けられるサービス。

イ 管理画面より加盟店がとまチョップポイントアプリを介し、サービス利用者に対し、自店情報やクーポン、お知らせ、アンケート等を配信できるサービス

(4) 「とまチョップポイントアプリ」

フェリカポケットマーケティング株式会社が開発し、事務局が運用するサービス利用者向けアプリをいう。

(5) 「とまチョップポイントカード」

事務局および事務局が指定する第三者が発行し、サービス利用者がとまチョップポイントサービスを利用できるICカードをいう。

(6) 「端末」

とまチョップポイントカードをかざす、もしくはとまチョップポイントアプリの二次元コードを読み取ることによってデータを授受できるリーダー/ライター端末。

(7) 「とまチョップポイントサービス設備」

事務局がとまチョップポイントサービスを提供するために設置する端末、二次元コード台紙、通信回線、ソフトウェア等の総称。

(8) 「加盟店設備」

加盟店がとまチョップポイントサービスを利用するために設置する端末、二次元コード台紙、通信回線、ソフトウェア等の総称。

(9) 「管理画面」

とまチョップポイントサービスを管理できるインターネット上のWEBサイトのこと

第2条（適用範囲）

本規約は、事務局が加盟店に対して提供する、とまチョップポイントサービスの利用条件について、定めます。

第3条（契約の成立）

本規約の内容を承諾の上、「とまチョップポイントサービス加盟店登録申込書」を事務局へ提出し、とまチョップポイントサービス利用に関する契約が成立します。

第4条（規約の変更）

- 1 事務局は、加盟店に通知することにより本規約を変更できます。ただし、とまチョップポイントサービスの維持のために緊急の必要がある場合、加盟店への通知と同時に直ちに本規約を変更することがあります。
- 2 加盟店は、前項の変更を承諾しない場合、前項の通知から60日以内に、事務局に通知することにより契約を直ちに解除することができます。

第2章 サービスの内容

第5条（利用期間）

- 1 とまチョップポイントサービスの利用開始日は、契約成立後に事務局から加盟店に端末もしくは二次元コードを納品する納品日を利用開始日とします。
- 2 とまチョップポイントサービスの利用期間は、前項の利用開始日の翌月から1年間とし、加盟店から特段の契約解除申請がなされない場合、以後、1年単位で、とまチョップポイントサービスの利用期間を自動更新します。
- 3 加盟店は、利用期間中においても事務局に書面にて通知することにより、契約を解約できます。その場合、利用終了日は、事務局が加盟店から解約通知を受領した月の翌月末となります。

第6条（利用料金）

- 1 とまチョップポイントサービスの利用料金は、表1「とまチョップポイント料金表」のとおりです。また、別途契約により、付加サービス料金が発生することがあります。
- 2 利用料金が発生する期間（以下、「課金期間」）は、利用開始月の翌月初日から利用終了月の末日までです。ただし、前条第2項が適用され、利用開始月と利用終了月が同じ場合の課金期間は、当該月の初日から末日までとします。

- 3 加盟店から事務局への利用料金の支払いは、表1「とまチョップポイントサービス料金表」に示す月の月末日締め（利用開始日を基準とします）で、翌月に表1に定義する利用料金から、加盟店への還元金などを差し引いた利用料金総額を記載したご請求書もしくは支払通知書を管理画面もしくは、第3条の申込書に記載された事業所住所もしくは電子メールアドレスに送付します。その後、請求書（請求）の場合は、翌月27日（翌月27日が金融機関の営業日でない場合には、その直後の金融機関の営業日）に、支払通知書（支払い）の場合は、翌月末日（翌月末日が金融機関の営業日でない場合には、その直前の金融機関の営業日）に、同条同項の申込書に記載された銀行口座より当該利用料金総額を引き落としもしくは振り込みします。
- 4 加盟店が事務局へ別途事務手数料等を支払う場合、事務局はその料金の支払い月を指定することができます。この場合、毎月末日締め（利用開始日を基準とします）で、翌月末日に表1「とまチョップポイントサービス料金表」に定義する利用料金から、加盟店への還元金などを差し引いた前月分の利用料金総額を記載したご請求書もしくは支払通知書を第3条の申込書に記載された事業所住所もしくは電子メールアドレスに送付します。その後、請求書（請求）の場合は、翌月27日（翌月27日が金融機関の営業日でない場合には、その直後の金融機関の営業日）に、支払通知書（支払い）の場合は、翌月末日（翌月末日が金融機関の営業日でない場合には、その直前の金融機関の営業日）に、同条同項の申込書に記載された銀行口座より当該利用料金総額を引き落としもしくは振り込みします。
- 5 加盟店が、第1項及び第2項に定める利用料金を第3項及び第4項に定めるの期日に支払わない場合、加盟店は年率5.0%で算出した遅延損害金を事務局に支払うものとします。

## 第7条（事務局による利用開始準備）

1 事務局は、加盟店からの申請に応じ、契約プランに応じて加盟店に対して、次の物品等を提供します。

(1) 端末

とまチョップポイントサービス設備と通信するための設定をした上で、端末を販売もしくは貸与します。

(2) 二次元コード台紙

とまチョップポイントアプリにて利用できる二次元コード台紙を販売もしくは貸与します。

(3) 管理画面のID・パスワード

管理画面のID・パスワードを貸与します。

(4) 資料

とまチョップポイントサービスの利用に必要なマニュアルを提供します。

2 事務局は、端末に不具合が生じた場合、無償で修理または交換します。ただし、加盟店またはサービス利用者の責に帰すべき事由による不具合であると事務局が判断した場合は、有償にて修理または交換します。

## 第8条（顧客情報）

- 1 加盟店は、サービス利用者の個人情報を取得する際には、個人情報が「個人情報の取り扱いについて」に記載の目的に利用される旨の通知、個人情報が事務局に提供されることをサービス利用者に通知して承諾を得るなど、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」）に基づき必要な措置を実施するものとします。
- 2 加盟店は、記録情報を複製、編集し、また、第三者に開示することができますが、個人情報を含む顧客情報を開示する場合は、加盟店の責任において、個人情報保護法に基づき必要な措置を実施するものとします。この時の情報開示に対する責任は、一切事務局にありません。
- 3 事務局は、とまチョップポイントサービス以外の目的で顧客情報から加盟店及びサービス利用者が特定できる情報を削除し、個人情報でない形式に加工した顧客情報を第三者に開示することができます。

## 第9条（第三者への委託）

事務局は、とまチョップポイントサービス提供業務の一部又は全部を第三者に委託することができます。

## 第10条（サービス停止）

- 1 事務局は、次のいずれかに該当する場合、とまチョップポイントサービスを停止することができます。
  - (1) 定期保守を行う場合
  - (2) システム障害の場合
  - (3) 天災、停電、労働争議その他不可抗力によりサービス提供が不可能な場合
- 2 事務局は、前項第1号の場合を除き、とまチョップポイントサービスを停止する際には、事前に加盟店に通知するよう努めます。事前に通知できなかった場合には、速やかに加盟店に報告するものとします。
- 3 事務局は、第1項第2号または第3号の場合には、速やかにシステムの修復、改善その他の対策を実施します。
- 4 事務局は、合理的範囲内において、第1項第2号及び第3号の事態を回避するためのシステム設計及び運用並びにセキュリティ対策を実施します。

## 第3章 加盟店及び事務局の責務

### 第11条（加盟店提供サービス）

- 1 加盟店は、自己が提供主体であることを明示し、自己の責任において、とまチョップポイントサービスをサービス利用者に提供するものとします。
- 2 加盟店は、とまチョップポイントサービスの提供に先立ち、サービス利用者との間で、事務局が指定する事項及び本規約に基づきサービス利用者が負う義務を履行するための事項を含む契約を締結するも

のとします。当該指定事項には、「個人情報の取り扱いについて」の内容を含み、加盟店は、事前に事務局の承諾を得ない限り、当該内容を変更できません。

- 3 加盟店は、自己の商標または正当な使用権限を有する第三者の商標を用いて、とまチョップポイントサービスを提供することができます。
- 4 加盟店は、自己の責任においてとまチョップポイントアプリを介し、サービス利用者に対し、自店情報やクーポン、お知らせ、アンケート等を配信することが出来ます。ただし、配信設定は配信タイミングを基準として事務局営業日の前日12時までに行うものとします。
- 5 とまチョップポイントサービスに関し、加盟店とサービス利用者またはその他の第三者との間で紛争が生じた場合、加盟店が自己の責任と費用において解決するものとします。ただし、当該紛争がとまチョップポイントサービスに関連する場合は、事務局は、合理的範囲内で紛争解決に供します。

#### 第12条（報告等）

- 1 加盟店は、次の場合、直ちに事務局に通知し、事務局の要望に応じて、事務局が実施する措置に協力するものとします。
  - (1) システム障害、第三者によるとまチョップポイントサービス設備への不正アクセス、その他とまチョップポイントサービスの運営に支障をきたす事態を覚知した場合
  - (2) とまチョップポイントサービスが第三者の知的財産権等の権利を侵害している旨の警告を受けた場合
- 2 事務局は、とまチョップポイントサービスの円滑な運営のため、加盟店に対し、とまチョップポイントサービスの利用状況（端末の利用状況を含みます。）について報告を求めることができます。加盟店は、遅滞なくこれに応じるものとします。

#### 第13条（ID・パスワードの管理）

- 1 加盟店は、管理画面のID・パスワードを自己の責任において管理し、事務局が事前に承諾した場合を除き、第三者に使用させることはできません。
- 2 事務局は、事務局に過失がある場合を除き、前項のID・パスワードが第三者に不正使用されたことに起因する損害については、一切の責任を負いません。

#### 第14条（端末の管理）

- 1 加盟店は、事務局から貸与を受けた端末を、とまチョップポイントサービスの提供を目的とする場合に限り使用できます。
- 2 加盟店は、端末を善良なる管理者の注意義務をもって取り扱うものとし、次の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 端末の分解、毀損または端末に挿入されている記憶媒体を取り外す行為
  - (2) 端末に貼付され、事務局の所有権を示すシールその他の標識の除去または毀損
  - (3) 事務局に無断で端末を第三者へ転貸する行為
- 3 加盟店が前項の注意義務に違反した場合、加盟店は、端末の修理、交換等に必要な費用を負担するものとします。
- 4 事務局は、加盟店に貸与した端末を保守等のために随時交換できるものとします。

#### 第15条（禁止事項）

加盟店は、次の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 法令又は公序良俗に反する行為
- (2) 犯罪行為の全部又は一部をなす行為
- (3) 暴力的、グロテスク、その他一般的に不快を感じずる文章、画像、図画、イメージ、その他の表現及び情報等の投稿する行為
- (4) ストーカー行為を行う等の第三者に対する嫌がらせ行為
- (5) 他の利用者、加盟店又は第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又はその信用、名誉、プライバシー権、肖像権その他一切の権利を侵害する行為
- (6) 事務局、加盟店又は第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、技術上もしくは営業上のノウハウその他の権利、又はこれらの権利に基づく実施権等の権利を侵害する行為
- (7) 他の利用者、加盟店又は第三者の個人情報を投稿又は掲載する行為
- (8) わいせつな表現、アダルト画像・図画、又は露出度の高い画像・図画の投稿
- (9) アダルトサイト、出会い系サイト、年齢制限を有するサイト等への誘導、リンクさせる行為
- (10) 政治的活動、宗教活動、宗教団体への勧誘する行為
- (11) 異性交際を求める/求めに応じる等の不適切な交際を促進する行為
- (12) 登録情報において、実在する第三者の人物・団体名などを登録する行為
- (13) 他の加盟店又は第三者になりすまして本アプリを利用する行為
- (14) 第三者による、とまチョップポイントサービス設備への不正アクセス等を助長する行為
- (15) 連鎖講(マルチ商法、ねずみ講、マルチまがい商法) などに類する勧誘・取引行為
- (16) 本アプリ内のポイント、本アプリ内の機能、本アプリ内の機能の操作、その他本アプリに関する一切の事由について、現実の通貨で売買する行為
- (17) 本アプリのサーバー又はネットワークに著しく負荷をかける行為
- (18) チートツール、BOT、その他の技術を利用して本アプリを不正に操作する行為
- (19) 本アプリに発生した不具合を意図的に利用する行為
- (20) ジェイルブレイク等、端末に対して改変を行った状態での本アプリへのアクセス行為
- (21) 本アプリの全部又は一部を複製もしくは改変する行為、又は逆コンパイル等のリバースエンジニアリングをする行為

- (22) 本アプリを第三者に再配布する行為
- (23) 本アプリに関するウェブサイト上の情報を改ざん、又は消去する行為
- (24) 無差別にメール送信、コミュニティ参加依頼、メッセージ投稿する行為
- (25) 他の利用者、加盟店又は第三者をコンピューター・ウイルスに感染させる行為
- (26) とまチョップポイントサービスの運営に支障をきたす行為
- (27) その他事務局が不適切と判断する行為

#### 第16条（機密保持）

- 1 加盟店及び事務局は、本規約に関連して取得した相手方の機密情報を本規約の目的にのみ使用し、相手方の事前の承諾なく、第三者に開示してはならないものとします。ただし、次の場合を除きます。
  - (1) 本規約に違反することなく、公知となった場合
  - (2) 機密保持を負うことなく、第三者から情報を入手した場合
  - (3) 相手方からの取得前から正当に情報を保有する場合
  - (4) 法令に基づき公的機関から開示を要求された場合
- 2 事務局は、加盟店から取得した機密情報を開示できます。ただし、事務局は、当該第三者に前項と同様の機密保持義務を負わせるものとします。
- 3 第1項及び第2項は、契約終了後も5年間有効に存続するものとします。
- 4 加盟店及び事務局は、相手方から取得した個人情報（サービス利用者の個人情報を含む）を厳重な管理体制で取り扱い、個人情報保護法その他の関連法令を遵守するものとします。

#### 第17条（責任と損害賠償）

- 1 加盟店または事務局は、本規約に違反し、相手方に損害を与えた場合、相手方が被った通常損害を賠償するものとします。
- 2 加盟店及び事務局は、不可抗力によって相手方が被った損害及び逸失利益等の特別損害について、責任を負いません。
- 3 加盟店は、とまチョップポイントサービス上で発行するクーポン、広告その他の情報について自己の責任において発信するものとし、事務局はいかなる責任も負わないものとします。
- 4 加盟店は、とまチョップポイントサービス上で得た個人情報を自己の責任において適切に管理するものとし、事務局はいかなる責任も負わないものとします。
- 5 事務局は、次の事由により生じた損害について、責任を負いません。
  - (1) 通信回線の障害
  - (2) 通常のセキュリティ対策等によっても防御し得ない第三者によるとまチョップポイントサービス設備への不正アクセス、通信回線上のデータの傍受、事務局への成りすまし

- (3) 事務局指定の方法によらないとまチョップポイントサービスの利用
- (4) 加盟店の管理画面の操作ミスによる損失、クーポン、広告その他の情報発信による損失等、事務局の責めによらない事由
- (5) その他、事務局の責によらない事由

4 事務局はとまチョップポイントサービスについて、当社の故意または重大な過失により加盟店に損害を与えた場合に限り、損害を賠償します。その場合の賠償は、障害発生月に加盟店が支払うべき利用料金を上限として行います

## 第 4 章 その他

### 第 18 条 (知的財産権)

- 1 顧客情報、とまチョップポイントサービス設備、その他、とまチョップポイントサービスに関する著作権その他の知的財産権は、事務局または事務局が指定する第三者に帰属します。
- 2 事務局は、加盟店に対し、管理画面で閲覧可能な統計情報を利用することを許諾します。当該許諾の対価は、第6条に定める利用料金に含まれます。

### 第 19 条 (権利義務譲渡の禁止)

加盟店は、事前に事務局の書面による承諾を得た場合を除き、本規約に基づく権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡できないものとします。

### 第 20 条 (契約解除)

- 1 加盟店及び事務局は、相手方が本規約に違反し、相当の期間を定めて催告したにも関わらず是正されない場合には、契約の一部または全部を解除できます。
- 2 事務局は、加盟店が次のいずれかに該当する場合、催告なしに契約を解除できます。
  - (1) 破産手続、会社更生手続、民事再生手続、または、特別清算開始の申立があった場合
  - (2) 差押え、仮差押え、または、競売の申立があった場合
  - (3) 自己振出の手形、もしくは小切手の不渡処分、または、租税滞納処分を受けた場合
  - (4) 清算開始、解散、または、営業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡する場合
  - (5) その他、信用状態に重大な不安が生じる相当の事由がある場合
  - (6) とまチョップポイントサービスの運営を妨害した場合
- 3 加盟店は、第4条第2項または第5条第3項に基づき契約を解除できます。
- 4 契約解除された場合、利用料金は課金月の末日までを加盟店から事務局へ支払うものとします。日割り計算は行いません。

## 第21条（反社会的勢力との取引排除）

加盟店は、次に定める事項を表明し保証します。

- （1） 自己及び自己の役員・株主（以下「関係者」という）が、暴力団、暴力団関係企業もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）でないこと。
- （2） 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力を利用しないこと。
- （3） 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力に資金等の提供、便宜の供給等、反社会的勢力の維持運営に協力又は関与しないこと。
- （4） 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力と関係を有しないこと。
- （5） 自己が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと。

## 第22条（契約終了に伴う処理）

利用期間満了または解除により契約が終了した場合、加盟店及び事務局は、相手方から貸与された物品（著作物の複製物を含む。）を直ちに相手方に返還し、マニュアル、設定情報、個人情報等が提供設備またはとまチョップポイントサービス設備のコンピュータ等に保存されているときには、直ちに消去するものとします。

## 第23条（紛争解決）

- 1 契約について疑義が生じた事項及び定めのない事項については、加盟店及び事務局は、誠実に協議し解決に努めるものとします。
- 2 契約の準拠法は、日本法とします。

## 第24条（管轄裁判所）

本利用規約に関連する一切の紛争については、訴額により、札幌地方裁判所苫小牧支部または苫小牧簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

株式会社オーティス

（とまチョップポイント事務局）

平成28年 8月 1日 制定  
平成31年 3月 31日 改訂  
令和 2年 4月 1日 改訂  
令和 3年10月 1日 改訂  
令和 4年 4月 1日 改訂  
令和 4年 9月 22日 改訂  
令和 6年 4月 1日 改訂

(表1)

## とまちョップポイントサービス料金表

## 1. 端末機器等

| 項 目                             | 数 量 | 単 位 | 価 格                                | 備 考   |
|---------------------------------|-----|-----|------------------------------------|---|
| 初 期 費 用                         | 1   | 式   | 1台あたり、5,000円                       | ・消費税別<br>・端末機は事務局が準備<br>・2021年10月～無料<br>※変更時は事前に通知します |
| とまちョップポイント<br>サービスシステム<br>月額利用料 | 1   | 式   | ■スマホ端末…2,000円<br>■KIOSK 端末 …3,000円 | ・消費税別<br>・左記金額は月額<br>・2021年10月～無料<br>※変更時は事前に通知します    |

## 2. ポイント発行手数料

| 項 目       | 数 量 | 単 位  | 価 格  | 備 考  |
|-----------|-----|------|------|--|
| ポイント発行手数料 | 1   | ポイント | 2.1円 | 2.1円の内訳は以下のとおり<br>事務局売上：1円+消費税(10%)<br>ポイント預託金：1円（不課税） |

## 3. ポイント交換料

| 項 目     | 数 量 | 単 位  | 価 格 | 備 考  |
|---------|-----|------|-----|------|
| ポイント交換料 | 1   | ポイント | 1円  | ・不課税 |

## 4. クーポン月額掲載料

| 項 目       | 数 量 | 単 位 | 価 格     | 備 考   |
|-----------|-----|-----|---------|-------|
| クーポン月額掲載料 | 1   | カ月  | 12,000円 | ・消費税込 |

## 5. 請求月

3月、6月、9月、12月の月末日締め（利用開始日を基準とします）で、翌月（4月、7月、10月、1月）に請求書を発行する

※ただし、事務局の判断により料金の減免を行うことがあります。

## 個人情報の取り扱いについて

事務局は、とまチョップポイントサービスの提供に際して取得した個人情報について、以下のとおり、取り扱います。

- 1 事務局は、加盟店から、サービス利用者の個人情報を提供された場合、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令に従って、厳重に管理します。
- 2 事務局は、サービス利用者の個人情報を下記の目的に限って利用します。
  - (1) サービス利用者による、ICカード等の利用記録に基づく統計情報の作成・提供
  - (2) 事務局からサービス利用者に対する下記の通知
    - ア とまチョップポイントカードの仕様変更、とまチョップポイントサービス提供条件の変更、その他
    - イ とまチョップポイントサービスの利用に関する事項
    - ウ とまチョップポイントサービスの新機能、FeliCaポケットに準拠したサービス・商品（事務局以外が提供するサービス商品、類似サービス及びFeliCaポケットと連携するサービス・商品を含みます。）などに関する案内
- 3 事務局は、とまチョップポイントサービスの運營業務を委託する第三者に対し、サービス利用者の個人情報を提供することがあります。その場合、事務局は当該第三者に対して、守秘義務を課し、個人情報が適切に取り扱われるよう監督します。

株式会社オーティス

(とまチョップポイント事務局)

|       |     |    |    |
|-------|-----|----|----|
| 平成28年 | 8月  | 1日 | 制定 |
| 令和2年  | 4月  | 1日 | 改訂 |
| 令和3年  | 10月 | 1日 | 改訂 |
| 令和4年  | 4月  | 1日 | 改訂 |